

東海第二原発の廃炉を求める意見書（案）

日本原子力発電東海第二原発所内の廃棄物処理施設で6月2日、750リットルの放射性廃液が漏洩する事故が発生した。現在に至るも、漏洩箇所についてもその原因についても特定できていない状態である。

今回漏れ出た廃液には、コバルト60等の放射性物質が1リットル当たり37万ベクレル含まれ、配管金属の腐食や疲労が原因ではないか疑われる。原子炉や配管などのステンレス鋼材は、中性子が当たり続けることによって劣化し、亀裂が入りやすくなる。これは避けがたい法則であり、原発の運転期間は原則40年とされた。関西電力伊方原発でも一昨年、配管からコバルト60等の放射性物質が漏洩し、その配管が32年間一度も交換されていなかったことが明らかとなっている。

問題は、県への通報連絡が漏洩発見の14時55分から2時間以上も経った17時7分であったこと。事業者は、漏洩物質の特定等に時間を要したなどと説明しているが、その初動対応にこそ、事業者の安全軽視の体質が示されている。

日本原電は、たび重なる事故通報の遅れを反省し、2005年通報連絡の3原則（1、徴候を確認した時点で通報連絡。2、要否の判断に迷ったときは必ず連絡。3、情報収集に時間を要する場合、まず一報）を社内規定に明記した。この、みずから決めた三原則も守れず、どうして住民の安全が守れるのか、事業者の姿勢が厳しく問われる。

東海第二原発は、間もなく40年の運転期限を迎える老朽原発である。かつ、東日本大震災でM9の地震と津波の被害を受けた被災原発であり、ただちに廃炉を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月 日

茨城県議会議長 小川一成

（提出先）

内閣総理大臣
経済産業大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長